

平成25年 第1回【3月】定例会

～ 平成25年度 決算他 議決 ～

平成25年第1回定例会（3月議会）が3月1日から15日に開催され、新年度一般会計予算ほか11特別会計予算を、全議員で構成する予算特別委員会で審議し、いずれの会計も原案可決となりました。

また、条例案件15件、予算案件（補正予算）6件、事件案件4件を原案のとおり可決、人事案件1件を同意しました。（内容は別頁）

なお、一般会計及び特別会計を合わせた予算規模は、前年比0.4%減の総額53億7,726万円です。



議会初日の本会議では、村長から平成25年度の施政方針が述べられた。（3月1日）

平成25年度 予算

<可決>

会計名	予算額	議決状況	審査意見・要望事項等
一般会計	35億4,000万円	可決	<ul style="list-style-type: none"> ・若者住宅並びに村営住宅への入居者が地域に溶け込み、将来、定住が進むよう、入居者をサポートされたい。 ・コミュニティ・スクールを早急に組織化し、村内外への呼びかけなどで、スキー部をはじめ小・中学校の文化・スポーツ活動等への支援を強化されたい。 ・農村交流館の使用料については、村の経費を抑えられるよう実績等を精査しながら、適正額を随時、検討されたい。
情報通信特別会計	1億10万円	〃	
学校給食特別会計	2,351万円	〃	
奨学資金貸付事業特別会計	1,260万円	〃	
後期高齢者医療特別会計	4,922万円	〃	
国民健康保険特別会計	5億3,827万円	〃	
介護保険特別会計	5億5,409万円	〃	
観光施設特別会計	2,368万円	〃	
下水道特別会計	3億6,029万円	〃	
農業集落排水事業特別会計	1,964万円	〃	
高社簡易水道特別会計	1,964万円	〃	
水道事業会計	1億3622万円	〃	
合計	53億7,726万円		

議 会

No. 166



議会に対するご意見
をお聞かせください。

お電話の場合

☎82-3111(内線150番)

E-mailの場合

gikai@kijimadaira.jp

発行：木島平村議会

編集：議会だより編集委員会

平成25年度会計に対する賛成及び反対討論 (抜粋)

賛成討論

小林貴彦 議員



平成25年度一般会計予算は、持続可能な村づくりを主眼に策定した「過疎地域自立促進計画」及び「平成25年度実施計画」の着実な実行の確保を基本に編成されております。これらに対処する財源は、過疎地域指定に伴う国の財政的な措置である過疎対策事業債を充当して、普通建設事業等の事業費の確保を図ったほか、基金積立金の取り崩しを計画的に、しかも最小限に抑えるなど「積極的」と「健全財政の確保」の双方に配慮がされており、適正な予算であると認めるものです。

反対討論

江田宏子 議員



今後、超高齢化社会に突入し、介護給付費など、他特別会計への繰り出し金も年々増大するであろうことを考えると、今、大事なものは、「事業の精査によるスリム化」そして、「堅実」、「確実」、「計画性」のある村政運営です。リスクを抱えたり、費用対効果をあまり感じられない進め方で、貴重な税金を費やすことは極力避けなければなりません。村を何とかしなければいけないという思いはわかりますが、新規事業を提案するにあたっては、事前にあらゆる観点から調査・検討し、また、継続事業についても、しっかりと検証・精査し、多くの村民の皆さんが納得できる事業にこそ予算を配分すべきです。

議案第15号 木島平村農村交流館条例に対する反対討論 (抜粋) 江田宏子 議員

～農村交流館条例の「研修宿泊施設」部分の再考を求めて～

反対理由は、「研修宿泊施設の使用料の金額」と「村外からの利用対象者が明確でないこと」にあります。条例には、対象とする事業や条件等が明記されておらず、対象者の範囲が広がる可能性もあります。また、料金設定は実費程度とのことですが、光熱費など不確定要素であり、将来的には、補修や維持管理費用も発生することが予想されます。極力、村の負担を抑え、ある程度のストック分も見越しての料金設定が必要であり、1,000円とか1,500円という金額ではあまりに安過ぎると思われれます。この施設を利用する学生は、農村の状況も理解しているはずであり、赤字にならないための、それなりの費用負担も理解を得られるところだと思います。村民の皆さんに、研修宿泊施設の役割を理解してもらえるには、条例上の基本料金を引き上げ、例えば、来村回数や、農作業や雪かきなどのボランティア内容に応じて、ポイント制で使用料を割引くことや、村内施設の優待券を提供するなど、優遇措置で対応してはどうでしょうか。

条 例

<可決>

○田舎暮らし体験住宅条例の廃止

対象となる住宅の売却により条例を廃止するもの。

○消防団員等公務災害補償条例の一部改正

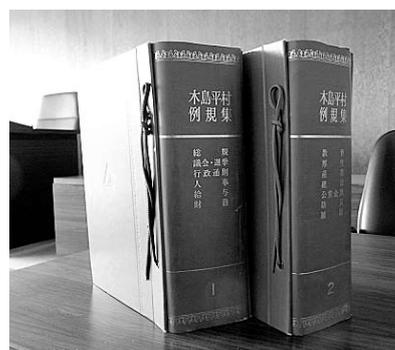
条例中の法律の名称変更に伴う例の一部改正。

○税条例の一部改正

国民健康保険の医療費高騰に対処するため、国民健康保険の税率改定を行うもの。

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正

旧北部小学校の校舎を利用しての介護福祉施設の整備にあたり、社会福祉法人に建物を譲渡できるようにするため、普通財産を譲渡できる団体として「公共的団体」を加えるもの。



村の例規集。現在は電子化されてインターネットで検索できるようになっている。

○木島平村 障害者自立支援法施行条例の一部改正

条例中の法律の名称変更に伴う一部改正。「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更

○木島平村 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

介護サービスの基盤強化のための「介護保険法」の一部改正により、地方公共団体ごとに制定することになった「指定地域密着型サービスの基準」を新たに定めるもの。

○木島平村 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

「介護保険法」の一部改正に伴い、地方公共団体ごとに制定することになった「指定地域密着型介護予防サービスの基準」を新たに定めるもの。

○木島平村 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定

「介護保険法」の一部改正に伴い、地方公共団体ごとに制定することになった条例において、「地域密着型介護老人福祉施設の入所定員」と「サービス事業申請者の資格」を定めるもの。

○木島平村 村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図る関係法律」の整備に基づき、地方公共団体の条例で制定することとなった「村道の構造の技術的基準及び村道に設ける道路標識の寸法」について新たに定めるもの。

○木島平村 若者住宅条例の一部改正

若者定住促進を図るため、1期2年2期まで（計4年）としていた入居期間を、1期3年3期（計9年）まで更新できるように改正するもの。

○木島平村 自然保護条例の一部改正

自然休養地での揚水設備の設置について、隣接する中野市では条例による規制があるが、本村にはその規制が無く、牧の入地区での整合性に欠けることから、開発行為の事前協議の中に揚水設備の設置の項目を加える改正。

○木島平村 下水道条例の一部改正

地方公共団体の条例で制定することになった「公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準」を整備するための改正。

○木島平村 農村交流館条例の制定

旧南部小学校の空校舎を改築しての農村交流館の設置にあたり、施設の名称、管理、使用料などに関し必要な事項を定めるもの。

○木島平村 体育施設条例の一部改正

「農村交流館条例」の制定に伴い、本条例と重複する旧南部小学校の体育館及びグラウンドに関する事項について削除するもの。

○特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正

常勤特別職の村長、副村長及び教育長の給与並びに議会議員報酬を削減する期間を平成26年3月31日まで1年間延長するもの。
削減率は村長、副村長及び教育長が10%、議会議員が5%。



4月16日の竣工式を待つ「農村交流館」※旧南部小校舎

補正予算

<可決>

○一般会計補正予算 補正額合計 2,627万円 減額

《増額の内容》

- ・役場周辺整備に関わる設計業者選定プロポーザルのアドバイザー委託料（132万円）
- ・除雪対策費：除雪出動回数の増加による賃金及び委託料（2,022万円）

- ・本年夏に向けて小学校の職員室・特別支援室・ランチルームへの冷房設備取付費（145万円）
- ・中学校の机・椅子等の備品購入費（162万円）
- ・ふるさと資料館のトイレタイルの張替え工事費、展示ケース設置費等（334万円）
- ・村民体育館の防球ネットの張替え費等（72万円）

《減額の内容》

- ・全科目にわたる事業費の精算

○特別会計《主な補正》

- ・後期高齢者医療特別会計補正予算：後期高齢者医療広域連合への納付金減額（493万円）
- ・国民健康保険特別会計補正予算：保険給付金の増加（1,225万円）
- ・介護保険特別会計補正予算：施設介護サービスの給付費等の増加（70万6千円）
- ・観光施設特別会計補正予算：スキー場施設の用地賃貸料等を実績にあわせて減額（58万円）
- ・下水道特別会計補正予算：次年度に継続する事業を推進するため、繰越明許費を設置(補正額なし)

事 件

<可決>

○過疎地域自立促進計画の変更について

現在の事業の進行にあわせるため、計画書に記載されている名称「役場庁舎移転事業」を「役場周辺整備事業」に変更するもの。

○情報通信施設の指定管理者の指定について

木島平村情報通信施設の指定管理者を有限会社 ふう太企画に平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年以内で指定するもの。

○旧北部小学校の無償譲渡について

旧北部小学校の建物を社会福祉法人みゆき会（介護福祉施設に改築し、施設の管理運営を行う）に無償譲渡するもの。

○物品売買契約の締結

- ・契約の目的 平成24年度消防ポンプ車購入事業（消防自動車ポンプ2号車の更新）
- ・契約金額 17,010,000円 ・契約の相手方 株式会社 ナショナル防災

人 事

<同意>

○教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1名欠員となっていた教育委員に「齊藤定善さん」を選任することに同意しました。
任期は平成25年4月1日から平成29年3月31日までです。

議員研修会を実施しました

～テーマ「議会改革とは何？」～

3月25日（月）、議会改革特別委員会委員会は、村議会の改革をテーマに、議員のみの研修会を開催しました。

研修内容は、「行政改革＝効率化だが、議会改革とは、いかに民主主義を確立するか。そして、そのためには何をすべきか」ということから、「議会の役割」、「議会改革の具体的な中身」、「議員定数の考え方」などについて講義をいただき、各議員からも活発な意見と質問が出されました。

今後も議会改革推進のために取り組んでいきます。



【講師：八木 聡さん】
大町市議会議員。議会運営委員長として議会改革を牽引。また現在は、議員定数等検討委員会の委員長として、議会の改革に尽力されている。

お知らせ

4月30日（火）午後1時から、第2回村議会臨時会が開会されます。